

平成30年3月1日

吸収分割に係る事前開示事項

東京都港区港南二丁目16番1号
大東建託株式会社
代表取締役社長 熊切 直美



当社は、大東建託リーシング株式会社（以下、「承継会社」という）との間で、平成30年2月28日付にて締結した吸収分割契約書に基づき、平成30年4月1日を効力発生日として、当社が営む賃貸住宅の居住者向け火災保険に関する代理店事業を承継させる吸収分割（以下、「本件分割」という）を行うことといたしました。本件分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項）

本件分割に係る吸収分割契約書は、別紙1のとおりです。

2. 吸収分割の対価についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号）

本件分割に際して、承継会社は株式その他の資産の割当てを行いませんが、当社は承継会社の発行済株式全部を所有していることから、相当であると判断しております。

3. 吸収分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第183条第4号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

承継会社の最終事業年度（自平成28年11月1日 至平成29年3月31日）に係る計算書類等の内容は別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

承継会社は、当社との間で平成28年11月25日付にて締結した吸収分割契約書に基づき、平成29年5月1日を効力発生日として、当社所有ビルの賃貸事業の全部および海外子会社株式の保有に係る事業の一部を承継し、その対価として承継会社の普通株式64,900株を発行し、その全てを当社に交付しました。

4. 吸収分割会社に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 5 号）

(1) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

当社は、承継会社との間で平成 28 年 11 月 25 日付にて締結した吸収分割契約書に基づき、平成 29 年 5 月 1 日を効力発生日として、当社所有ビルの賃貸事業の全部および海外子会社株式の保有に係る事業の一部を承継させました。

5. 吸収分割の効力発生日以降における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務（吸収分割により承継させるものに限る）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

(1) 吸収分割会社について

当社の平成 29 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額は 535,839 百万円、負債の額は 399,080 百万円です。

本件分割により、当社が承継会社に対して移転する資産及び負債はありません。

本件分割後の当社の収益状況およびキャッシュフローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

従いまして、本件分割後における当社の債務について履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 吸収分割承継会社について

本件分割において、承継会社は当社から、別紙 1 の吸収分割契約書の第 3 条第 1 項(3)号における債務を承継しますが、その履行について支障はないと判断しております。

以上



吸収分割契約書

大東建託株式会社（以下「甲」という。）及び大東建託リーシング株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、甲の事業のうち賃貸住宅の居住者向け火災保険に関する代理店事業（以下「本件事業」という）を、吸収分割の方法により乙に承継させる（以下「本件吸収分割」という。）。

第2条（分割当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 吸収分割会社（甲）

商号：大東建託株式会社
住所：東京都港区港南二丁目16番1号

(2) 吸収分割承継会社（乙）

商号：大東建託リーシング株式会社
住所：東京都港区港南二丁目16番1号

第3条（乙が本件吸収分割により承継する権利義務等）

1. 本件吸収分割により乙が甲から承継する権利義務等は、本件吸収分割の効力発生日（第6条において定義する。）において甲が本件事業に関して有する以下の権利義務等とする。

(1) 資産

該当なし。

(2) 負債

該当なし。

(3) 契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務

本件事業に属する一切の契約上の地位（雇用契約を除く）及び当該契約に基づく権利義務。ただし、以下の権利義務に関しては承継の対象から除かれるものとする。

①契約始期日（更改応答日）が効力発生日の前日以前の保険契約に関する代理店手数料の請求権

②契約失効日（解約日）又は契約者から解約の意思表示を受け甲が確定計上した日が効力発生日の前日以前の保険契約に関する代理店手数料の戻し入れ義務

2. 乙が、甲から承継する債務に関しては免責的債務引受の方法による。

第4条（本件吸収分割に際して交付する金銭等及び剰余金の配当に関する事項）

乙は、本件吸収分割に際し、前条第1項により承継する権利義務の対価として、甲に対して株式その他金銭等の交付及び剰余金の配当は行わない。

第5条（乙の資本金及び準備金の額に関する事項）

本件吸収分割により、乙の資本金及び準備金の額は増額しない。

第6条（本件吸収分割の効力発生日）

本件吸収分割の効力発生日は、平成30年4月1日とする。但し、本件吸収分割の手續の進行に応じて必要がある場合には、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第7条（移転手續）

本件吸収分割により乙が承継する権利義務等の移転に関し、登記、登録、通知、承諾等の手續が必要となるものについては、甲乙協力してその手續を行う。

第8条（分割承認株主総会）

1. 甲は、会社法第784条第2項の規定により、同法第783条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本件吸収分割を行う。
2. 乙は、会社法第796条第1項の規定により、同法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本件吸収分割を行う。

第9条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約の締結後、本件吸収分割の効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議のうえ、これを行う。

第10条（事情変更）

本契約締結日から本件吸収分割の効力発生日までの間において、甲又は乙の財産又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本件吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議のうえ、本契約を変更又は解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、本件吸収分割の実行のために必要な関係官庁からの認可・許可・登録・承認等が得られなかった場合には、その効力を失う。

第12条（規定外事項）

本契約に定めるもののほか、本件吸収分割に関して必要な事項については、本契約の趣旨に従って甲乙協議のうえ、これを適宜決定する。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成30年2月28日

甲：東京都港区港南二丁目16番1号
大東建託株式会社
代表取締役社長 熊切 直美



乙：東京都港区港南二丁目16番1号
大東建託リーシング株式会社
代表取締役社長 守 義浩

